

決議案第 2 号

国際法を遵守しガザ地区における即時停戦を求める決議

令和 5 年 1 0 月 7 日、パレスチナ自治区ガザ地区のハマス等武装勢力がイスラエル市民を標的とした攻撃や誘拐を実行し、その反撃としてイスラエルがガザ地区への空爆、地上侵攻、電力、燃料、物資等の封鎖を行い、半年以上が経過した。

この間、ガザ地区全体では医療従事者、国際機関職員、N G O 職員等の民間人や罪のない人々が数多く犠牲になっており、ガザ地区の人道状況は壊滅的であると報じられている。

こうした事態を受け、本年 3 月 2 5 日の国連安全保障理事会では、紛争が始まって以来初めて、イスラム教のラマダン期間中の即時停戦のほか、全ての人質の即時かつ無条件の解放等を求める決議案が採択されたが、いまだ即時停戦や全ての人質の解放には至っていない。

本市は、真の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願であるとして、昭和 5 7 年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、これまでも世界の恒久平和実現のために取り組んできた。

よって、本市議会は、全ての紛争当事者に、国際人道法等の国際法を遵守し、ガザ地区における即時停戦に向けて行動するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会